

1. 建築物

[4]昇降機

整備の基本的考え方

エレベーターは高齢者や障害者の垂直移動手段として最も有効な手段であることから、誰もが容易に認識しやすい場所に設置し、様々な障害に対応して自力で操作できる構造とする。

整備基準

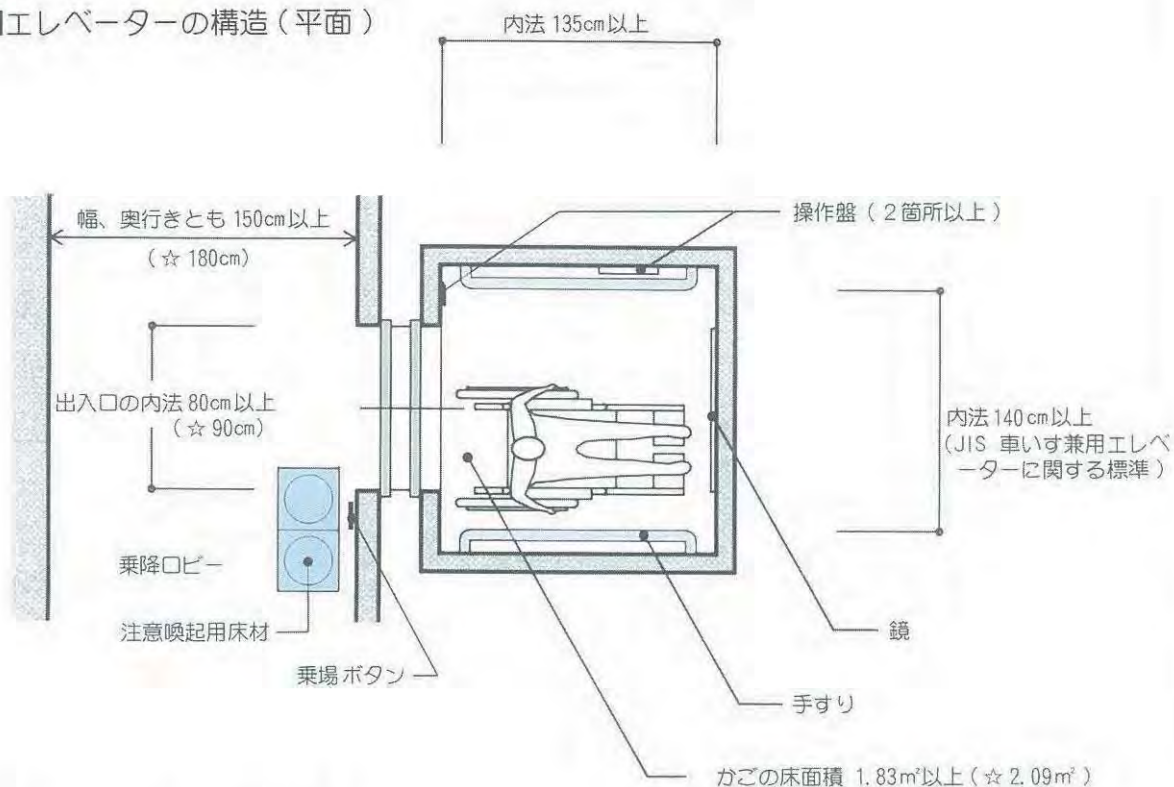
- (1) 不特定又は多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設(学校等及び共同住宅等を除く。)で床面積の合計が2,000㎡以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる「車いす使用者用駐車施設」が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。
- (2) 前号に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。
 - イ かごの床面積は、1.83㎡以上とすること。
 - ロ かごの奥行きは、内法を135cm以上とすること。
 - ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
 - ニ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ヘ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。
 - ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(トに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - リ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。

さらに望ましい基準

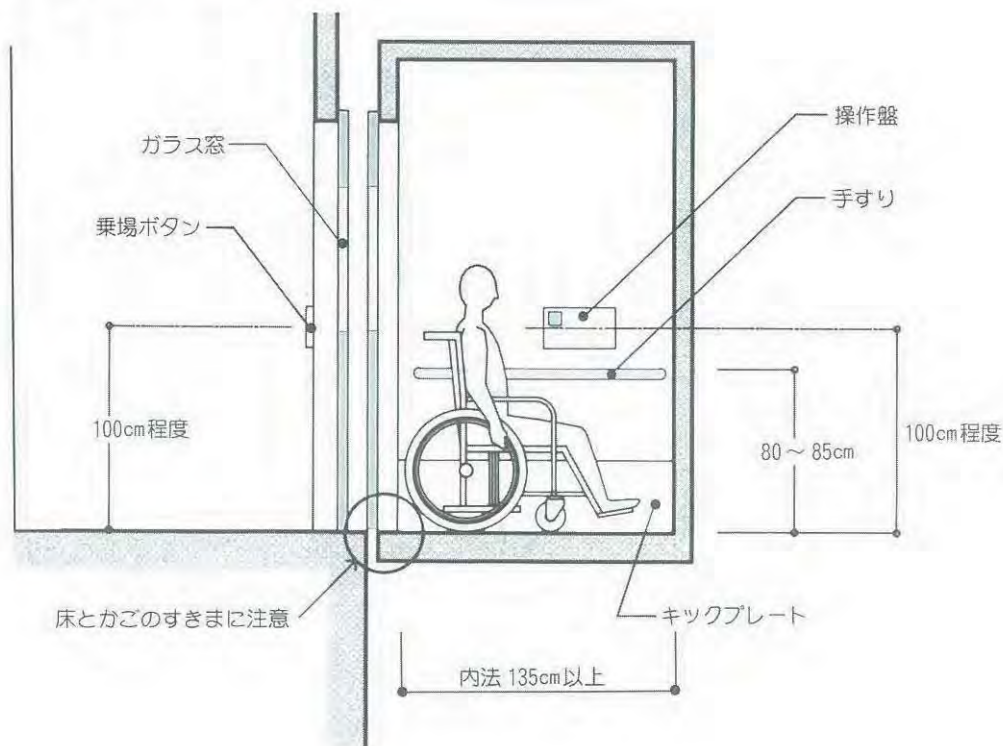
- ・ 床面積にかかわらず、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設にはエレベーターを利用しやすい場所に設置すること。
- ・ かごの床面積は、2.09㎡以上とすること。
- ・ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90cm以上とすること。
- ・ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180cm以上とすること。

参考解説図

■エレベーターの構造（平面）



■エレベーターの構造（断面）



整備基準

さらに望ましい基準

又 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

○解説

※直接地上へ通ずる出入口：玄関などの出入口。

※車いす使用者用駐車施設：駐車スペースの脇に乗降用のスペースを設けてあるもの。([6]駐車場の項 28頁参照)

※内法を135cm：奥行きの内法の寸法はJISの定める11人乗り機種の基準。

※昇降路：エレベーター等の移動空間部分のこと。

※内法を80cm以上：内法80cmは車いすで通行可能な最小寸法。

※制御装置：参考解説図参照。

※視覚障害者が円滑に操作できる構造：点字標示等を設けてあるもの。(参考解説図参照)

※内法を150cm以上：車いすの回転寸法(第4章 その他の関連資料140頁参照)

○配慮事項

・かごの構造

建物床とかご床の段差を少なくさせるため、自動着床調整装置を設けること。

かご内には、確認のための鏡、手すり、車いす当たりを設けること。

エレベーターの扉には内部を確認できるガラス窓を付けること。

操作ボタンとして、開放時間の延長ボタンを設置すること。

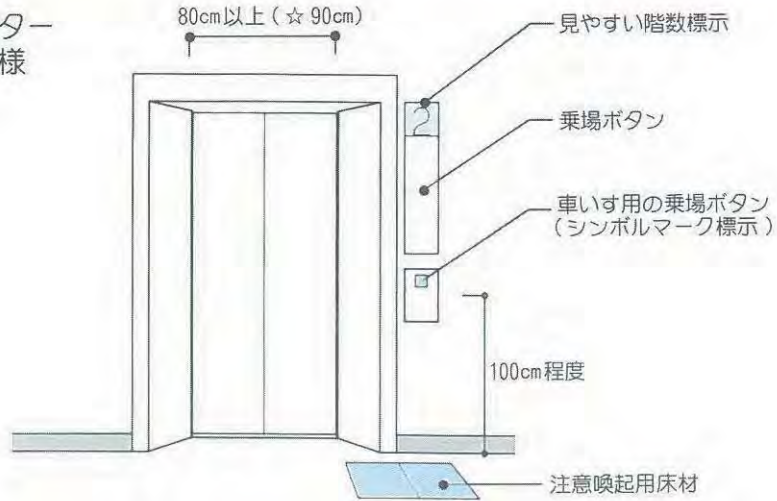
・案内標示

障害者の利用に配慮したエレベーターには国際シンボルマークを設置すること。

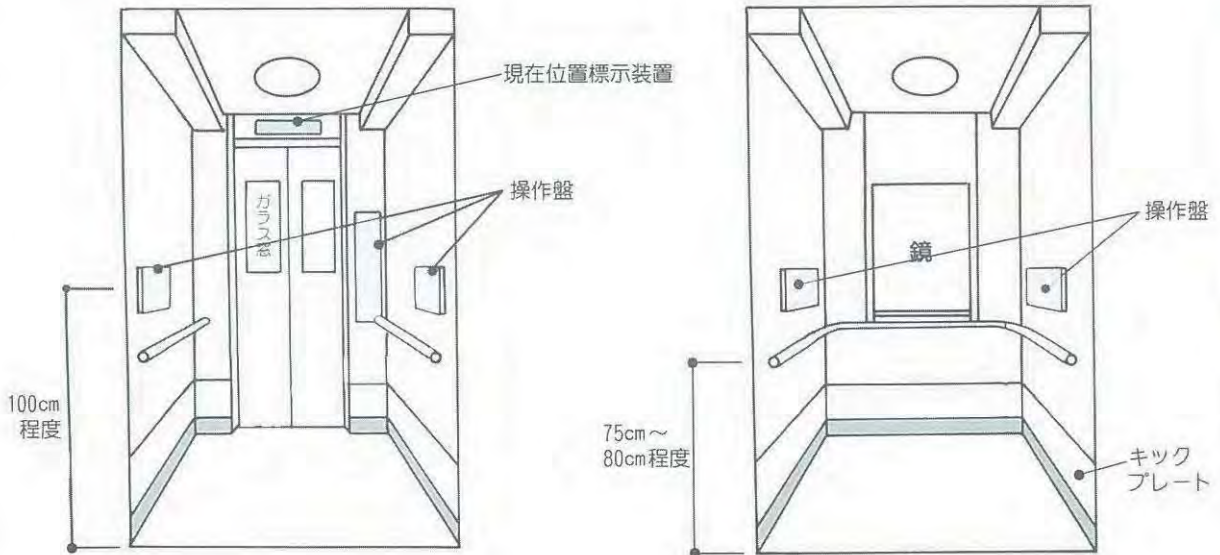
・視覚障害者の利用に配慮して、乗降ロビーには、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設することが望ましい。

参考解説図

■エレベーター外部の仕様



■エレベーターのかごの構造



■制御装置 (操作盤) の例

